

三重県水源地域等の指定に関する基本指針（案）

「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の規定に基づく水源地域等の指定に関する基本的な指針として、次のとおり定める。

1 水源地域の対象

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林のうち、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、水源地域として指定する。

2 水源地域の指定

水源地域の指定の考え方は、次のとおりとする。

（1）森林の機能別調査実施要領（23林整計第320号）に基づき水源涵養機能が高いとされた森林

条例の目的や県民への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域をわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、水源涵養機能が高いとされる森林を含む地域を、大字単位で指定する。

（2）市町から要望があり知事が必要と認めた地域

水源地域は、個々の水源の状況など地域の実情に即して指定する必要があることから、市町から要望があり知事が必要と認めた地域を指定する。

なお、当該項目による水源地域指定は大字単位とする。

（3）指定の除外

県は、（1）で示した地域のうち、市町から水源地域の指定をしない旨の意見があった地域については、水源地域に指定しない。

3 特定水源地域の指定

森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域（特定水源地域）の指定の考え方は、次のとおりとする。

（1）水源地域のうち、下記（2）または（3）に該当するものとして、市町から要望があり知事が必要と認めた地域を指定する。

なお、当該項目による水源地域指定は林班単位とする。

（2）水源地域内において、公共用水源（上水道事業および簡易水道事業を原則とする）として地表水を取水している地点から上流の集水区域

（3）公共用水源として水道事業への水の供給を目的として設置されたダムの上流部の集水区域

※上水道への水の供給を目的に含むダム

（中里ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、君ヶ野ダム、滝川ダム、西米の川ダム、片田ダム、蓮ダム、神路ダム）